

各位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

滋賀労働局長登録教習機関〔滋石第1号〕
登録有効期間満了日：令和8年10月3日

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました（石綿則第3条、関係告示）。

建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

当支部におきましては、登録教習機関として、建築物石綿含有建材調査者講習を下記のとおり実施いたしますので、有資格者の充足を図られますようご案内申し上げます。

1. 講習日時

日	程	講習会場
（全科目コース）		滋賀県建設会館 大津市におの浜1丁目1-18
令和4年12月 7日（水）	8：50～16：20	
令和4年12月 8日（木）	8：50～17：00	
（一部免除コース）		
令和4年12月 7日（水）	10：10～16：20	
令和4年12月 8日（木）	8：50～17：00	

※一部免除を受ける方は、1日目の開始時間が異なりますので、ご注意ください。

2. 受講資格及び添付書類

※（1）の受講資格による方は、一部の科目（建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1）の免除を受けることができます。

	受講資格	添付書類等
(1)	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証書の写し 卒業証明書 実務経験証明A
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後、（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者（（3）に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明B
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証写し及び裏面の実務経験証明C
(8)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であつて、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	資格者証の写し及び実務経験証明D

3. 募集人数 40名（全科目及び科目免除コースの合計です。）

4. 受講料

（1）全科目コース 11時間

区 分	会 員	非会員
受 講 料	39,600円	39,600円
テキスト代	4,630円	5,140円
計	44,230円	44,740円

（2）科目免除コース 10時間

区 分	会 員	非会員
受 講 料	36,000円	36,000円
テキスト代	4,630円	5,140円
計	40,630円	41,140円

5. 提出書類

（1）申込書

所定の受講申込書に所要の事項を記入し、直近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真、デジタルカメラ写真等は不可）を貼付してください。

（2）受講資格証明書

（3）本人確認書類（免許証等現住所が確認できるもの）

（4）返信用封筒

受講できない場合、申込書を返送しますので、受領できる送り先を記入した封筒（長3）を必ず提出してください。（※封筒が同封されていない場合、受付できませんので、ご注意ください。）

6. 申込時の注意事項

（1）申込書の提出は、窓口までお持ちいただくか、郵送でお願いします。会員の方は、（一社）滋賀県建設業協会の各支部でも受付が可能です。

（2）受講が決定した方には、振込先をFAXで連絡いたします。受講料は、受講決定後、講習10日前（営業日）までに窓口でお支払いいただくか、指定の口座までお振込みください。一旦お振込みいただいた受講料は返金できませんので、ご注意ください。

（3）申込受付は、講習開始10日前（営業日）若しくは定員になり次第締め切ります。

（4）申込書への記入は、必ずボールペンをご使用ください。フリクションボールペン・鉛筆・シャープペンシル等で記入しないでください。記入に訂正がある場合は、訂正箇所には二重線を引き、空欄に正しく記入してください。ただし、経験期間を訂正するときは、事業主印で訂正印を押し訂正してください。

7. 申込書の提出及びお問合せ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話 077-522-3232 Fax 077-522-7743

8. 遅刻等の取扱いについて

- (1) 全科目コースと科目免除コースで開始時間が異なります。自分の受講科目を必ず確認してください。
- (2) 遅刻した場合は講習開始から20分まで入場を認めます。ただし、遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。20分以上遅刻した場合は、受講できません。
- (3) 公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。20分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (4) 二日間の全科目を受講していないと修了筆記試験の受験資格はなくなり、「修了証明書」及び「受講証明書」を交付いたしませんのでご注意ください。
- (5) 受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。その際は受講料を返金いたします。

9. 修了考査について

修了考査の合格者には「修了証明書」を、不合格者には「受講証明書」及び「修了考査再受験申込書」を交付いたします。「受講証明書」を受け取った方は、講義を受講した日の属する年度の末日から二年を経過するまでの間に実施される修了考査を再受験することができますので、再受験される際は、「修了考査再受験申込書」を提出してください。

再試験の日程は、建災防滋賀県支部ホームページ (<https://yumeken.or.jp/kensaibou/>) に掲載いたしますので、受験される方は、必ず日程を確認してください。

なお、再受験は、講習を受講した機関以外、受験できませんので、ご注意ください。